

倉敷市環境審議会の会議の公開要領

1 目的

この要領は、倉敷市環境審議会（部会を含む）（以下「審議会」という。）の会議を「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」（以下「要綱」という。）第3条の規定により公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議開催の事前公表（要綱第5条）

審議会を所管する環境政策課（以下「事務局」という。）は、審議会の開催決定後速やかに会議開催のお知らせを情報公開室に通知するとともに、市ホームページに登載する。

3 傍聴者の決定方法等（要綱第6条）

審議会の傍聴者の定員は、原則として5人とし、傍聴の受付は、会議開催の30分前から開催予定時刻まで傍聴申込書により先着順で行い、定員になり次第終了する。

ただし、会議の審議事項により、審議会が特に必要と認めるときは、傍聴者の定員及び決定方法を別に定めることができる。

4 会議資料の配付（要綱第10条）

会議資料については、原則として委員と同じものを審議会当日に傍聴人に配付する。

ただし、図面、地図、写真、報告書等については、原則として審議会が終了するまでの間、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

5 会議録の作成及び公開（要綱第11条）

（1）会議録は、原則として会議終了後1箇月以内に事務局が作成する。

（2）審議内容の記述は、発言者については会長（部会においては部会長）、委員、事務局または部署名のいずれかで表すものとし、発言された内容においてはその要旨とする。

（3）会議録の確定は、会長（部会においては部会長）による承認により行う。

（4）会議録の公開は、事務局及び情報公開室において閲覧に供するほか、市ホームページへ登載することにより行う。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月13日から施行する。